

1 保護預り規定兼振替決済口座管理規定

条項	改正後	改正前
第2条	第2条（保護預り証券の保管方法及び保管場所） 当組合は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第43条の2に定める分別管理に関する規程に従って次のとおりお預りします。 ① 保護預り証券は、当組合所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混合</u>して保管（以下「<u>混合</u>保管」といいます。）できるものとしします。 ② 前号による<u>混合</u>保管は大券をもって行うことがあります。	第2条（保護預り証券の保管方法及び保管場所） 当組合は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第43条の2に定める分別管理に関する規程に従って次のとおりお預りします。 ① 保護預り証券は、当組合所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混蔵</u>して保管（以下「<u>混蔵</u>保管」といいます。）できるものとしします。 ② 前号による<u>混蔵</u>保管は大券をもって行うことがあります。
第3条	第3条（<u>混合</u>保管に関する同意事項） 前条の規定により<u>混合</u>保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること ② 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと	第3条（<u>混蔵</u>保管に関する同意事項） 前条の規定により<u>混蔵</u>保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること ② 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

条項	改正後	改正前
第 7 条 の 2	<u>第 7 条の 2（指定口座の管理）</u> <u>お客様は、第 7 条の指定口座（その貯金口座が 2021 年 10 月 1 日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。）について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。）として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとし</u> <u>ます。</u> <u>2 指定口座が未利用口座となった場合</u> <u>は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。</u> <u>3 お客様が前 2 項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。</u>	(新 設)
第 13 条	第 1 3 条（抽選償還） <u>混倉</u>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当組合所定の方法により公正かつ厳正に行います。	第 1 3 条（抽選償還） <u>混蔵</u>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当組合所定の方法により公正かつ厳正に行います。

以上

2 投資信託総合取引規定

条項	改正後	改正前
第 6 条 の 2	<u>第 6 条の 2（指定口座の管理）</u> <u>お客様は、第 6 条の指定口座（その貯金口座が 2021 年 10 月 1 日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。）について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。）として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとし</u> <u>ます。</u> <u>2 指定口座が未利用口座となった場合</u> <u>は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。</u> <u>3 お客様が前 2 項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。</u>	(新 設)

以上

3 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

条項	改正後	改正前
第2条	第2条（非課税口座開設届出書等の提出） 1～7 （略） 8 当組合に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当組合に提出することはできません。<u>ただし、当組合に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を当組合に設定しているが、同日前に当組合に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当組合に提出される場合は、この限りではありません。</u> 9～11 （略）	第2条（非課税口座開設届出書等の提出） 1～7 （略） 8 当組合に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当組合に提出することはできません。 9～11 （略）
第3条	第3条（非課税管理勘定の設定） お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間<u>内の各年</u>においてのみ設けられます。 2 （略） 3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定も当組合に設けようとする場合には、<u>第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他</u>当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。<u>ただし、第2条第8項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。</u> 4 （略）	第3条（非課税管理勘定の設定） お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 （略） 3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定も当組合に設けようとする場合には、<u>当該勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書その他</u>当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。 4 （略）
第3条の2	第3条の2（累積投資勘定の設定） お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書または非課税口座開設届出書に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間<u>内の各年</u>においてのみ設けられます。 2～4 （略）	第3条の2（累積投資勘定の設定） お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書または非課税口座開設届出書に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。 2～4 （略）

条項	改正後	改正前
第7条 の2	第7条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 1 当組合は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当組合と締結した累積投資契約（当組合の「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定）に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託にかかる委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものの（以下、「<u>累積投資上場株式等</u>」といいます。））に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円（<u>②に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額</u>）を超えないもの ② <u>施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</u> ③ 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの 2～3 （略）	第7条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 1 当組合は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当組合と締結した累積投資契約（当組合の「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定）に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、<u>当該上場株式等を</u>定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託にかかる委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの （新 設） ② 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの 2～3 （略）
第9条	第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い） 1 （略） 2 前項にかかわらず、第5条第2項<u>もしくは第6条第2項または施行令第25条の13の2第3項</u>の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。 3 （略）	第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い） 1 （略） 2 前項にかかわらず、第5条第2項<u>または第6条第2項</u>の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。 3 （略）

条項	改正後	改正前
第 9 条 の 2	第 9 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い） 1（略） 2 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 2 項 <u>もしくは第 6 条第 2 項または施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項</u>の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。 3（略）	第 9 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い） 1（略） 2 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 2 項 <u>または第 6 条第 2 項</u>の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。 3（略）
第 10 条	第 10 条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 当組合は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当組合がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または <u>お客様</u>の施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ② 当組合からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当組合に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所 2（略）	第 10 条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 当組合は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当組合がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ② 当組合からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当組合に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所 2（略）

条項	改正後	改正前
第 16 条	第 16 条（契約の解除） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ①～⑥ （略） <u>⑦ お客様が 2021 年 12 月 31 日において 2017 年分の非課税管理勘定を当組合に設定しているが、同日において当組合に個人番号の告知をしていないことにより、令和 3 年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）」附則第 73 条第 6 項の規定に基づき、2022 年 1 月 1 日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき 2022 年 1 月 1 日。</u>	第 16 条（契約の解除） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ①～⑥ （略） （新 設）

以上

尾張中央農業協同組合